



沼津市職員措置請求(住民監査請求)の監査結果

要 旨

令和7年8月26日に提出された沼津市職員措置請求(住民監査請求)について、令和7年10月20日付けて地方自治法第242条第5項の規定に基づき監査結果を通知しました。

概 要

- 1 請 求 人 1名
- 2 請求の要旨 沼津市長は、NHKに対し放送受信料として支払った97万913円に係る相当額を、支出負担行為について職責のある職員に対し返還請求をすること。
- 3 結 果 職員個人に対する賠償請求は相当でないものと判断し、これを棄却する。
- 4 告示(写) 別紙のとおり

お問い合わせ先

沼津市役所 監査委員事務局
直通:055-934-4814

沼津市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和7年8月26日に、沼津市民1名により提出された沼津市職員措置請求について、同条第5項の規定により監査した結果を、別紙のとおり公表する。

令和7年10月22日

沼津市監査委員	間	野	吉	幸
同		久	松	但
同		植	松	恭一

沼津市職員措置請求に係る監査の結果について

1 請求の受理

本件請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和7年8月26日これを受理した。

2 請求内容

(1) 請求の趣旨

沼津市長は、NHKに対し放送受信料として支払った97万913円に係る相当額を、支出負担行為について職責のある職員に対し返還請求をすること。

(2) 請求の理由

カーナビゲーションシステム（以下「カーナビ」という。）や携帯電話を購入する際に、災害対応等で特に必要がある場合を除き、テレビ放送受信機能（以下「受信機能」という。）がない機器を選定する義務があるにもかかわらず、それを怠り、本来は存在しなかったNHKとの放送受信契約（以下「受信契約」という。）締結義務を発生させ、必要のなかったNHK放送受信料（以下「受信料」という。）97万913円を発生させたことが損害である。

(3) 事実を証明するもの

- ア 令和7年5月12日付け 沼津市 報道記者発表資料
- イ 令和7年7月16日付け 沼津市 報道記者発表資料
- ウ 令和7年7月17日付け SBS NEWS記事の写し

3 監査の実施

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対しては、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人から陳述を行わない旨の申出があったため、実施しなかった。

(2) 監査対象部署及び事情聴取

沼津市財務部資産活用課ほか5部署を監査対象とし、関係書類を提出及び提示させるとともに、次に掲げる関係職員から事情を聴取した。

ア 提出された関係書類

- (ア) 公用車におけるテレビ放送受信機設置状況の再調査について
- (イ) テレビ等受信機設置状況の確認と放送受信契約のお願い

(2022 年 10 月から 2024 年 10 月分)

テレビ等受信機設置状況調査と放送受信契約のお願いについて

(2020 年 10 月及び 2021 年 10 月分)

(ウ) 沼津市顧問弁護士相談記録

(エ) NHK 放送受信料明細書

イ 関係職員

(ア) 沼津市財務部資産活用課

(イ) 沼津市総務部総務課

(ウ) 沼津市議会事務局

(エ) 沼津市水道部水道総務課

(オ) 沼津市教育委員会事務局学校施設課

(カ) 沼津市生活環境部環境政策課

(3) 監査対象

監査請求の要旨は、請求書の内容、及び請求人提出の事実証明書等を勘案して、上記 2(2)のとおりとした。

また、監査対象事項は、以下の 2 項目として検討することとした。

ア 不要な箇所に受信機能付き機器を導入した行為は、違法又は不当な行為に当たるか。また、当該行為について関係各職員に損害賠償責任が発生するか。

イ 請求の対象となっている財務会計上の行為に係る一連の事務手続きが適正に行われているか。

4 監査結果の決定

(1) 監査対象部署の主張

ア テレビ放送受信機についての認識

資産活用課では、仕様書に明記されていない付属機能について、従前から詳細に確認してはいなかった。実際に公用車を日常的に扱う車両整備担当や運転手はカーナビの受信機能があることを認識し、かつ不要な機能で視聴していなかったものの、課全体としての共通認識は薄かった。また、議会事務局ではカーナビは車両標準装備として認識されていたものの、受信機能や受信契約の扱いについて事務局職員は把握しておらず、実務上は運転手のみが機能を知っている状況であった。水道総務課における給水車及びトラックの受信機能については、給水車は災害時の現地での情報収集手段として有用であるとの認識があり、令和 4 年に購入した給水車の仕様書に地上デジタル放送（フルセグ）対応が明記されていることから、業務上の必要性を認識していたことが確認されている。一方、平成 24 年購入の給水車やトラックについては、購入に携わった職員はカーナビには標準で

受信機能があると承知していたものの、受信料の支払が必要であることまでは認識していなかった。環境政策課は、もともと無償貸与された電気自動車を貸与期間終了後にそのまま購入した経緯があり、カーナビの受信機能の存在について担当者が把握しておらず、業者説明や公用車点検での機能確認も行われていなかった。学校施設課が導入した携帯電話は通称ガラケーと呼ばれるものであり、事務連絡用として購入されているためテレビ視聴は想定外であり、職員に受信機能の認識はなかった。

関係部署では、一部職員に受信機能が付いていることが認識されていたものの、管理層や事務を取りまとめる側で、受信機能があること自体あるいはそれに伴う受信契約の必要性を十分に把握していなかった。

なお、公用車の機器の点検や定期整備の項目に、受信機能が含まれておらず、業者から個別に説明を受ける機会が乏しかったため、機能把握がされていなかった。また、災害時を除き日常的にテレビを視聴したことは確認されなかったため、テレビ受信の要・不要について、組織的に区分して議論していなかった。

イ 受信契約と支払について

(ア) 受信契約から支払までの経緯

(令和7年)

- 4月23日 報道からの照会を契機に調査開始
- 4月24日 全庁調査を実施し、NHK放送受信未契約の公用車6台と携帯電話2台（計8台）を確認
- 5月8日 顧問弁護士に相談
- 5月12日 報道発表
- 5月26日 NHKと未契約分の契約を締結
- 5月中 テレビ受信不要な公用車について受信不能化の実施
- 6月20日 NHKより請求書を受領
- 7月9日 すべての支払完了

(イ) 受信契約内容と支払状況

受信契約については、NHKとの協議の結果、「受信機が設置された時点からの契約・受信料の支払が原則である」との扱いが示され、資産活用課が各部署に再調査を依頼し内容を取りまとめたうえで、令和7年5月26日にNHKと契約を締結した。未契約であったのは、公用車6台と携帯電話2台で、合計請求額は97万913円であり、顧問弁護士にも確認した結果、遡及分を支払うこととした。

請求書は6月20日に到着し、各部署は6月30日から7月9日の間に支払を完了した。なお、受信料算定の詳細な計算書をNHKに求めたが、同計算書は入手できなかった。また、当該分については契約自体が存在しないため、

契約後の未払に伴う延滞金等は発生していない旨をNHKに確認している。

(支払内訳)

マイクロバス	：	205,380 円
議長車	：	229,590 円
給水車①	：	196,559 円
給水車②	：	49,754 円
トラック	：	28,550 円
E V 車	：	142,780 円
携帯電話（2 台）	：	118,300 円（59,150 円×2）

(ウ) 現在の受信契約の状況

未契約発覚後の調査・協議を踏まえ、未契約分についてNHKと遡及契約を締結し、請求額を支払い、現時点の判断でテレビ視聴が不要な公用車については5月中に受信不能化を実施し、携帯電話についても既に受信契約のある部屋に配置している。

例外として、災害対応の必要性を踏まえ、給水車2台は視聴可能な状態を維持している。

ウ カーナビ及び受信機能の使用状況について

カーナビ及び内蔵受信機能の使用状況について整理すると、まず日常的に業務でテレビ視聴していた事例はなく、ナビの位置表示など限定的な利用にとどまっていた。一方で、災害対応を主目的とする給水車については、実際に令和6年能登半島地震に派遣された際に、被災地での情報収集手段としてテレビ視聴がされており、業務上の必要性を理由に受信機能を維持している。

運転手など現場担当者は、カーナビの受信機能の存在を把握していた場合があるものの、担当課や管理部門全体で、受信機能がある＝NHKとの受信契約が必要といった契約上の認識が共有されておらず、公用車の定期点検項目にも受信機能の確認が含まれていなかったため、使用実態や契約状況の把握が十分でなかった。

エ テレビ受信機の設置調査について

定期的な受信機の設置調査は、NHK側が毎年10月に行う照会に基づき、資産活用課が各部署へ設置状況の確認を行い、各部署から提出された設置場所や台数等の内訳を集計し取りまとめてNHKに報告しており、近年も同様の年度調査が行われているが、資産活用課はカーナビ内蔵のテレビ等個別機器の詳細までは把握していない。

定期点検や機器の買替時においては、公用車の法定点検や通常的車検・整備の検査項目に受信機能は含まれておらず、地図データ更新などカーナビ本体の保守は行われることがあっても、受信機能の有無や受信可否を確認・記録することは

行われていなかった。

オ 受信契約に対する職員の認識について

資産活用課が把握している直近のNHKからの照会文書には「カーナビや携帯電話等の受信機能も対象である」旨の記載があるため、現行の様式では周知が行われていたことが確認されているが、いつから同様の表記が存在していたかは不明である。

一方、市長車や一部の携帯電話は受信契約をしていたが、これら既契約分については、各部署より資産活用課に年次の調査回答が提出され、資産活用課においてNHKへの報告・請求処理が行われていたため、契約の存在自体はNHKとのやり取りの中で認識されていた。ただし、契約の経緯や契約時の詳細について、市全体で共有されておらず、職員の大半は、今回の未契約の発覚時点まで契約が求められることに気付いていなかった。

公用車を日常的に取り扱い、整備する担当者や運転手などは、実際に公用車を操作する中で、カーナビに受信機能が付いていることを認識していた。一方、各部署で公用車の管理を担う職員や事務担当者は、同機能の存在やそれに伴う受信契約の必要性を把握していなかった。

カ 財務会計上の行為について

NHKからの請求に基づき、受信料合計 97 万 913 円について、7 月 9 日までに各担当部署で支払処理が行われた。

(2) 認定した事実

監査対象事項に関する事実関係について、関係職員から事情を聴取した結果、請求人の求める措置請求に係る事実の経緯の概略は、次のとおりであったと認められる。

ア 発覚経緯と対応

令和 7 年 4 月 23 日の報道照会を契機に調査を行い、未契約の公用車 6 台及び携帯電話 2 台を確認した。資産活用課がNHKと協議のうえ遡及契約を締結（5 月 26 日）、請求書受領（6 月 20 日）、各部署支払完了（7 月 9 日）となった。遡及支払総額は 97 万 913 円であり、また、契約行為が無かったことから、延滞金等は適用されていないことを確認した。

イ 管理実態について

公用車の購入時の仕様書等については、保存年限が経過しており確認ができないものが見受けられ、受信機能の有無を管理する台帳は整備されていなかった。

年次のNHKからの照会文書に対する取りまとめは資産活用課が行っていたが、各部署の認識差により把握漏れが生じていた。多くの機器は日常的にテレビ放送を視聴する用途で使用されておらず、利用が確認されたのは、給水車の災害

対応時における視聴だけであった。未契約発覚後は、現時点での使用を鑑み、受信機能が不要なものについて受信不能化等の措置を実施した。

資産活用課は、令和7年4月に全庁を対象とする公用車におけるテレビ放送受信機設置状況の再調査を実施し、その調査結果に基づきNHK静岡放送局が作成した令和7年5月20日付けNHK放送受信料明細書により、遡及分の金額が整理されたことを確認した。これを受けて、資産活用課は令和7年5月26日にNHKと変更契約を締結し、請求に基づく支払処理が実施された。一方、NHKが算定の詳細計算書を提示しなかったため、算定過程の全面的検証はできないが、設置場所別の明細書により各機器の請求額は確認できる。また、資産活用課が提出したNHKからの照会文書（2020年10月～2024年10月分）には「テレビ放送を受信できるパソコンやカーナビ、携帯電話・スマートフォンも放送受信契約の対象となる」旨が明記されていることを確認した。

ウ 財務会計上の行為について

請求人が監査対象として主張している本件の支出について、財務会計上の行為に係る一連の事務手続は適正に行われている。

(3) 監査委員の判断

請求人と監査対象部署の主張、提出及び認定した事実に基づいて、本件監査請求について、次のとおり判断する。

なお、購入時仕様書の一部は、沼津市文書管理規程に基づく保存年限を経過しており現時点で確認できなかったため、その点を踏まえて判断した。

ア 本件支出に関する所見

本件において市が支出した金額（97万913円）は、必要な受信料分を除けば、公用車や携帯電話に付随する受信機能に起因する不要な放送受信料の支出であったと認められる。一方で、遡及契約の締結及び支払等は所要の会計手続きに従って実施されており、会計処理そのものに違法又は不当といえる点は確認されなかった。

イ 本件支出の相当性

本件においては、公用車や携帯電話に受信機能が付随していたことにより、結果として市が不要な放送受信料の支出を招いた事実が認められる。地方自治体が公金を支出するに当たっては、業務目的に適合した仕様の設定、機能の必要性の検討及び管理体制の確保が求められる。本件では資産活用課による年次照会が行われていたものの、各部署での機能把握や受信契約に関する認識が欠け、設置台帳等による管理も未整備であった。また、購入時の必要性評価や定期点検・機器更新時の受信機能確認の仕組みも整っていなかった。

これらの組織的対応の欠如により、受信機能の有無とそれに伴う受信契約の必

要性が全庁的に適切に管理・判断されておらず、結果として回避可能であった費用負担が発生していることが確認された。このような状況は、組織的な情報共有、管理の不備に起因するものであり、具体的に何らかの法令に違反する事態とは断定できないものの、不相当な財産管理であると言わざるを得ない。

しかし、他方でNHK会長が5月の定例記者会見において、自治体の公用車のカーナビで受信料の契約手続き漏れが相次いで発覚している問題を受け「今後、もう少し手続きについて正確・丁寧の説明して、きちんと認識していただける状況を作っていきたい」と述べており、このことから、NHK側の周知・照会文書の記載内容や説明方法にも、後述で指摘するとおり、一部改善の余地があった点を加味する必要がある。

ウ 各職員の損害賠償責任の有無（故意又は過失の判断）について

各部署における聴取結果によれば、資産活用課については、全庁の取りまとめ窓口としてカーナビ等の内蔵機能を個別に把握する責務があるにもかかわらず、その管理及び機能の詳細把握が不十分であったことが認められた。また、市長車については従前から受信契約をしているが、沼津市では個別車両ごとの契約ではなく、全体での契約であったため、車両ごとに契約義務が発生するとの説明がNHKからも明確にされておらず、分かりにくい状態であった。議会事務局では運転手が機能を認識していたものの、事務局全体で受信契約の必要性が共有されていなかったことが確認された。水道総務課においては、給水車が災害対応の必要性を有する一方で、受信契約に対する認識が十分ではなかった。学校施設課は、事務連絡用として通話を目的とした携帯電話の機種を選定したためテレビ視聴は想定していなかったが、その機能の有無についての把握が不十分であった。環境政策課に関しては、無償貸与を経て購入した車両という特異な経緯から、購入時の機能確認や記録が不十分であり、日常利用も限られていた。

本件については、当該職員らが意図的に受信契約の締結を回避し、受信料の支払を免れる目的で受信機能を隠匿したと認めるに足る具体的かつ客観的な証拠は確認されていない。また、各部署の聴取からは、カーナビや携帯電話に受信機能が付帯していることや、それに伴う受信契約の仕組みについての認識不足であったことが明らかである。

他方、事業所用テレビ受信機について、契約や受信料の発生単位が「車両ごと」「部屋ごと」であることがNHKの周知文書で十分に明示されていたかが問題となる。資産活用課の事情聴取では、職員の間には「家庭では1台分で足りる」といった漠然とした認識はあったものの、事業所では機器ごとに契約が必要になるということを把握したのは最近のことであり、職員が契約単位を正確に理解していなかったことがうかがわれる。加えて、同様の未契約事例が他自治体でも多数報告されていることから、NHKの周知・説明が一般的に十分であったとは言い難

い側面がある。

以上の点を踏まえて、本件に関する関係職員らの個々の注意義務違反の有無について検討する。本件では、法人受信契約の仕組みの二重のわかりにくさ（受信機能が外見から分かりにくい点、契約義務の単位が個人の家庭と異なる点）が大きな要因であると考えられる。また、制度設計や情報提供の在り方が十分に周知されていなかったことも影響していると認められる。関係職員の聴取からは、本件発覚後、多くの職員がこのわかりにくさに戸惑っていることがうかがえる。特に、「法人における契約単位」については、購入当時から知識がなかった者が多いと認められる。なお、NHKの受信料支払義務は、合意によるものではなく放送法に基づく点や、法人契約が複雑であるため、NHK側からの説明がなければ理解が難しいにもかかわらず、説明が必ずしも行き届いていなかったことが考えられる。

このような事情を踏まえると、本件をもっぱら自治体職員個々の責任範囲の問題として扱うことは、社会的・客観的に必ずしも適切とは言えない。特に、受信契約の決裁業務を担当していない部署の職員については、仮に受信機能の存在を認識していたとしても、契約の要否や支払義務について判断・決定する権限や機会がなく、そのような注意義務の有無を問題にするための前提が欠けている。したがって、契約や支払について考えが及ばなかったことを一概に責めるのは相当でないと考えられる。

一方、資産活用課については前述のとおり組織的に調査が不十分であったが、NHKの受信契約は従来から全庁で一括して締結されており、受信機器ごと・車両ごと・部屋ごとの個別契約方式ではなかったため、個別の支払義務が発生するという認識に至っていなかったことが、前述の認定から明らかである。

前述のとおり、本件は職員の認識不足の原因がNHK側の説明不足及び市における情報共有といった組織的運用の不備に帰すると考えられ、これらの点を総合すると、職員個人が職務上求められる注意義務を怠った過失があるとまで認めることは相当でない。

エ 受信料の執行について

本件の受信料請求及び支払処理は、NHKからの請求に基づき所要の手続を経て実施されており、当該財務会計上の行為に違法又は不当な点は認められない。なお、NHK側の算定の詳細計算書が提示されなかったため算定過程の全面的検証はできないが、設置場所別の明細により請求額の内訳は確認できた。

5 結論

本件の受信料請求及びこれに関する支払処理について、不要な債務と支出を負担したことは財産管理が不相当であったと言わざるを得ないが、職員個人に対する賠償請

求は相当でないものと判断し、これを棄却する。

ただし、資産活用課をはじめ関係部署に対し、再発防止策の速やかな実施を要望する。